最終更新日:2015年8月28日
双日株式会社
代表取締役社長 佐藤 洋二
問合せ先:広報部 03-6871-3404
証券コード:2768
www.sojitz.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「双日グループ企業理念」に基づき、社会に貢献し、中長期に亘る継続的な企業価値の向上を図ることを目指しております。

◆双日グループ企業理念:「双日グループは、誠実な心で世界を結び、新たな価値と豊かな未来を創造します。」

上記の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題であるとの認識のもと、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を構築し、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任を果たすことを含め、透明性の高い経営体制の確立及び監視・監督機能の充実に努めております。

1 経営と執行の分離、業務執行の監督

当社では、経営の意思決定と業務執行の分離による権限、責任の明確化及び業務執行の迅速化を実現するため、執行役員制度を導入しております。
取締役会は、取締役会長が議長を務め、当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決裁を行う最高意思決定機関であるとともに、業務執行機関からの重要事項の付議、定例報告などを通じて業務の執行状況の監督を行っております。
業務執行機関としては、当社グループの経営及び執行に係る重要事項を全社的視野ならびに中長期的な観点で審議、決裁する経営会議を設置し、最高責任者である社長が議長を務めております。加えて、社長管下には、重要な投融資案件を審議・決裁する投融資審議会、重要な人事事項を審議・決裁する人事審議会、組織横断的な視点で取り組むべき事項を推進する各種社内委員会を設置しております。

2 経営に対する監視・監督体制

当社では、当社経営に対し、客観的な立場からの外部視点による適切な助言・提言を受けること及び取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に複数の社外取締役を選任しております。また、社外取締役が取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会の委員長を務めることにより、取締役の選任、報酬に関する妥当性、透明性を確保しております。
なお、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行を取締役から独立した立場の監査役が監査しております。監査役は、取締役会に加えて、経営会議、投融資審議会などの主要会議に出席するほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧などを通じて監査を実施し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-2-1】
(中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度)

現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度についての検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
(政策保有株式)

＜保有に関する方針＞
純投資以外の目的で上場株式を保有するにあたっては、営業戦略上の関係強化による収益獲得が期待できるか、株式を保有することにより中長期的な収益機会を有するかなどを総合的に判断しております。
また、保有株式に関しては、上記定性面に加えて、毎年個別の投資先ごとに関連する収益や受取配当金等のリターンを定量的に検証することにより、保有意義の見直しを行っております。

＜議決権の行使＞
保有する上場株式に係る議決権の行使については、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することとしております。

【原則1-7】
(関連当事者間の取引)

当社は、取締役会規程において、会社と主要株主との重要な取引、会社と取締役、執行役員との競業取引、自己取引及び利益相反取引を取締

役会の決議事項として定めております。

【原則3-1-(i)】
(企業理念、経営戦略、経営計画)

＜企業理念＞
当社グループは、「双日グループは、誠実な心で世界を結び、新たな価値と豊かな未来を創造します」を企業理念として掲げ、グループスローガンである「New Way, New Value」を実践することで、ステークホルダーからのニーズや期待に応え、また、信頼を獲得することで、企業価値の向上に繋げるべく日々の事業活動を行っております。

＜経営戦略、経営計画＞
当社グループは、2015年4月からの3ヶ年計画「中期経営計画2017」 ～Challenge for Growth～ を策定いたしました。「中期経営計画2017」では、更なる飛躍に向けた成長軌道に軸足を移し、信頼とスピードにより将来の成長を見据えた挑戦に取り組み、双日らしさを確立することで企業価値の向上を目指し、経営指標として以下の目標を掲げております。

◆目標とする経営指標
ROA:2%以上
ROE:8%以上
ネットDER:1.5倍以下
連結配当性向:25%程度

「中期経営計画2017」の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。
(http://www.sojitz.com/jp/corporate/strategy/plan/)

【原則3-1-(ii)】
(コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

本報告書I 1.の「基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1-(iii)】
(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続)

当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の委員会である報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、取締役・執行役員の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度を審議し、取締役会に提案します。
取締役・執行役員の報酬は、会社業績を総合的に勘案し、報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定されます。この内、取締役の報酬額は当社定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定されます。

【原則3-1-(iv)】
(取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続)

当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の委員会である指名委員会を設置しております。指名委員会は、社外取締役を委員長とし、取締役候補者・執行役員候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案するほか、候補者選任案を審議し、その審議結果を取締役会に報告します。
取締役については、指名委員会の審議結果を踏まえ、取締役会が個々の候補者の実績ならびに役員としての資質について審議の上、決議し、株主総会に付議します。
また、執行役員については、指名委員会の審議結果を踏まえ、取締役会が個々の候補者の実績ならびに役員としての資質について審議の上、決定します。
なお、監査役の選任にあたっては、取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行することができる知識、能力及び経験を有していることなどを踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会が審議し、選任・指名を行います。

【原則3-1-(v)】
(経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名について)

当社は、株主総会招集ご通知の参考資料において、社内出身の取締役候補者、社外取締役及び社外監査役候補者の個々の選任・指名の理由について開示しております。
詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「第12回 定時株主総会招集ご通知」の参考書類の5頁～12頁及び本報告書II 1.「監査役関係」をご参照ください。
(https://www.sojitz.com/jp/ir/stkholder/general/upload/2015_01.pdf)
また、社内出身の監査役候補者につきましても、今後、株主総会において選任議案を提案する場合には、株主総会招集ご通知の参考資料において、個々の選任・指名の理由について開示する予定です。

【補充原則4-1-1】
(取締役会の役割・責務)

本報告書II 2. 1「取締役会」をご参照ください。

【原則4-8】

（独立社外取締役の有効な活用）

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。尚、当社は定款において取締役の員数を10名以内と定めておりますが、現在の取締役の構成は社内5名、社外2名であり、独立社外取締役の客観的かつ独立的な立場からの意見を会社経営に取り入れることのできる体制となっております。

上記に加え、監査役は、社内1名、社外4名から構成されていることから社外役員は合計で6名であり、取締役会における独立性を更に高める体制となっております。

【原則4-9】
（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

本報告書II 1.「独立役員関係」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】
（取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）

本報告書II 2. 1.「取締役会」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】
（取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況）

当社取締役・監査役の他の上場会社役員などとの兼任数は、合理的な範囲にとどめられております。なお、取締役・監査役の他の上場会社役員など重要な兼職の状況については、「第12回株主総会招集ご通知」の参考資料の30～31頁に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。
（https://www.sojitz.com/jp/ir/stkholder/general/upload/2015_01.pdf）

【補充原則4-11-3】
（取締役会の実効性評価）

取締役会の実効性の分析、評価に関しては、現在、その具体的な手法・内容及び実施時期等の検討を行っております。今後、毎年、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示します。

【補充原則4-14-2】
（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

当社は、取締役や監査役がその機能や役割を適切に果たせるように、就任時にオリエンテーションを行い、就任後もマクロ経済情勢その他必要な情報について継続的に情報提供を行っております。また、日本取締役協会や日本監査役協会等に会員登録して、随時開催されるセミナー等への参加機会を取締役・監査役に提供しており、その費用は会社負担としております。

【原則5-1】
（株主との建設的な対話に関する方針）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との間で建設的な対話を行うことを基本方針としております。

株主との対話は、代表取締役社長及びCFOに加え、IR管掌・担当役員をはじめとした経営幹部が対応するとともに、専任組織であるIR室が、コーポレート各部と営業本部からの情報を統括するなど、対話を補助する体制を整えております。

また、株主総会に出席出来ない株主との対話の為、大阪、名古屋、福岡など国内の主要都市での個人株主説明会の開催や、国内外機関投資家への直接訪問による対話の充実を図る他、ウェブサイトや株主通信による情報発信などによる情報提供を行っております。

なお、こうした対話を通じた株主からの意見については、経営陣が適時に共有する仕組みを構築しております。対話に際しては、当社が定めるインサイダー取引防止規程を基に、全ての株主に対して公正かつ平等に情報発信を行うことを基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	148,342,200	11.86
MSIP CLIENT SECURITIES	50,621,300	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	38,675,110	3.09
BBH FOR GMO INTERNATIONAL EQUITY FUND	18,940,400	1.51

資産管理サービス信託銀行株式会社	18,156,100	1.45
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	17,457,445	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	16,929,004	1.35
JPMCB:CREDIT SUISSE SECURITIES EUROPE－JPY 1007760	15,239,792	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 50 5002	13,918,246	1.11
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED, LUXEMBOURG RE CLIE NTS NON－TREATY ACCOUNT	12,010,400	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 144,246千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 34,740千株
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口） 16,301千株

2. 所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社として、プラマテルズ株式会社(ジャスダック上場)、さくらインターネット株式会社（東証マザーズ上場）を有しております。いずれの上場子会社においても経営陣の業務の執行に関しては独自に意思決定を行っております。当社はその独立性を尊重するとともに、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、「企業理念」や「グループスローガン」等、グループとしての価値観を共有し、グループ経営効率の向上に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年

取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石倉 洋子	学者											
北爪 由紀夫	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石倉 洋子	○	―――	学識者としての国際競争力や国際企業戦略の分野に関する豊富な知識や、他の複数の企業での社外役員としての経験に基づき、当社社外取締役として社外の独立した立場から、当社業務に関して適切かつ有意義な助言を行っております。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
北爪 由紀夫	○	当社は、北爪由紀夫氏が理事を務め、平成19年7月まで在職していた独立行政法人日本貿易保険の貿易保険制度を活用しておりますが、独立行政法人日本貿易保険は日本政府100%出資の独立行政法人であり、その性質等から同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	行政分野において要職を歴任し、また、外交官を務めるなど長年の経験と豊富な見識に基づき、当社社外取締役として社外の独立した立場から、当社業務に関して適切かつ有意義な助言を行っております。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（	社内取締役	社外取締役	社外有識者	その他（名）	委員長（議長）

			名）	（名）	（名）	（名）		
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	2	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	2	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、役員の選任、報酬の決定にあたり、取締役会の諮問機関として以下を設置し、各々の委員会の審議を経て、取締役会において決議を行っております。

・指名委員会
社外取締役を委員長とし、取締役候補者・執行役員候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案、候補者選任案を審議いたします。

・報酬委員会
社外取締役を委員長とし、取締役・執行役員の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度を審議・提案いたします。

なお、取締役報酬は会社業績を総合的に勘案し決定されます。また、監査役の報酬は監査役会において協議・決定されます。
いずれの場合においても、当社定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査計画の説明及び定期的な監査実施状況の報告を受け、相互に情報を共有し、効率的な監査を実施するとともに、会計監査人の独立性について監視しております。また、監査部より監査計画の説明を受けるほか、半期ごとに監査役会で監査実施状況の報告を受けるとともに、常勤監査役が、監査部が開催する監査講評会に出席し意見を述べ、監査部の監査結果に対する監査役の意見書を提出するなど双方向的な情報交換を日常的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾島 洋一	他の会社の出身者							△						
町田 幸雄	弁護士										△			
瀬古 美喜	学者													
津谷 忠男	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾島 洋一	○	尾島洋一氏が平成16年6月まで取締役を務めていた株式会社UFJ銀行（現、株式会社三菱東京UFJ銀行）は当社の主要な借入先でありますが、同行の取締役を退任して10年以上が経過していることから同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。なお、当社単体の本届出直近事業年度末時点における同行からの借入額は1,209億円であります。	金融業界において内部監査部門の担当をはじめ要職を歴任する中で培った高い専門性及び知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から当社の経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また、同氏が平成16年6月まで取締役を務めていた株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）は当社の主要な取引先ですが、同氏が同行の取締役を退任して10年以上が経過していることから「独立性基準」には該当せず、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
町田 幸雄	○	町田幸雄氏が平成24年7月まで所属していた西村あさひ法律事務所に対し、当社が本届出直近事業年度に支払った弁護士費用の合計額は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	法曹界における長年の経験と豊富な知識などに基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から当社の経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また、同氏は「独立性基準」に該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
瀬古 美喜	○	―――	経済学の大学教授としての長年の経験と豊富な知識を有し、高い専門性及び知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から当社の経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
津谷 忠男	○	津谷忠男氏が平成21年12月まで執行役を務めていたオリックス株式会社と当社との取引実績は、本届出直近事業年度の当社連結決算における収益並びに原価の0.1%未満であり、当社の主要な取引先には該当しないことから同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	公認会計士として豊富な専門知識を有し、企業においても要職を歴任する中で培った貴重な知識、経験などに基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から当社の経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また、同氏が平成17年2月から平成21年12月まで執行役を務めていたオリックス株式会社は当社の主要な取引先に該当しないことなどから「独立性基準」には該当せず、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の選任において、金融商品取引所の独立性基準に基づき、一般株主と利益相反の恐れが無い事を確認しております。
また、当社は総合商社として多種多様な事業を行っており、社外取締役の選任に際しては、取締役会における客観的な視点かつ独立的な立場からの助言、提言を得るべく、独立社外取締役の経験、見識等を重視し、候補者を選任することを基本方針としております。具体的には、企業

経営者、政府機関出身者など産業界や行政分野における豊富な経験を有する者、世界情勢、社会・経済動向に関する客観的かつ専門的な視点を有する者など、広範な知識と高い見識を持つ者を複数名、選任しております。
社外監査役の選任にあたっては、上記に加え、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監査に取り入れる為、その専門性及び出身分野などの多様性にも留意しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については検討を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年３月期において取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額は下記のとおりです。
取締役 支給人員 ９名 支給額364百万円
監査役 支給人員 ５名 支給額106百万円

[報酬限度額]
・取締役：2007年６月27日定時株主総会決議
（社外取締役を除く） 年額 550百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）
（社外取締役） 年額 50百万円
・監査役：2007年６月27日定時株主総会決議
年額 150百万円
（注）2015年６月23日開催の定時株主総会終了時点の人員数は、取締役７名、監査役５名であります。なお、取締役及び監査役の報酬等の総額には、2014年６月24日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役２名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、会社業績を総合的に勘案し、決定されます。また、監査役の報酬は監査役会において協議・決定されます。
いずれの場合においても、当社定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定されます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会議案の事前説明を含む情報提供、報告及び連絡などを行っております。
社外監査役に対しては、監査役会の専属組織である監査役業務室の専任スタッフを中心に、情報提供、報告及び連絡などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 当社は、当社グループの最高意思決定機関として以下を置いております。

・取締役会（定例開催頻度 月1回）
＜取締役会の役割、責務、委任の範囲＞
当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件を審議し、決裁を行います。
当社は、法令・定款による他、取締役会規程を定めて、経営方針・経営計画、役員の選任・役員の担当業務、重要な組織・重要な制度、決算書類、重要な業務執行等を取締役会の決議事項として定めております。

また、取締役会の決議事項でない事案の意思決定（決裁権限）については、決裁規程及び個別決裁基準表を定めて、各事案の規模・重要性・リスク等に応じて、経営会議・投融資審議会・人事審議会・担当役員等の経営陣以下への委任の範囲を定めております。

＜取締役会の構成＞
当社定款にて、当社の取締役は10名以内とする旨を定めており、取締役会においては、会社の組織体制に応じた人数と専門分野の組合せを考慮して、取締役候補者を決定しております。社内取締役については、任意の諮問機関として設置した指名委員会の審議結果を踏まえ、営業出身副社長及びCFOを業務執行取締役として選定するほか、社外取締役については、その経験、出身分野も含む多様性を意識し選定しております。
なお、現在、当社取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成されており、社外取締役2名のうち1名は女性となっております。

2. 当社は、以下をはじめとする業務執行機関を置いております。

・経営会議（定例開催頻度 月2回）
業務執行取締役及び営業管掌役員やコーポレートの責任者などから構成され、経営及び執行に係る重要事項を審議し、決裁を行います。
・投融資審議会（定例開催頻度 月2回）
業務執行取締役及びコーポレートの責任者などから構成され、重要な投融資案件を審議し、決裁を行います。
・社内委員会
企業価値向上のため、組織横断的な視点、職掌から取り扱うべき経営事項を推進する社長管下の業務執行機関として、以下の社内委員会を設置、運営しており、各社内委員会は、取締役会や経営会議にその活動内容に基づく報告を定期的に行っております。
−内部統制委員会
会社法上の内部統制規定及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制体制整備の進捗及び運用状況のモニタリング、並びに当社の内部統制体制の維持、高度化を図るための方針の策定を行います。
−コンプライアンス委員会
コンプライアンスに関する基本方針などの検討・策定を行います。
−CSR委員会
CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）推進に関わる基本方針、施策の検討・策定を行います。
−開示検討委員会
会社情報の対外開示・発信に関する基本方針の検討・策定と対外情報開示に関するプロセスの確認を行います。

3. 当社は、取締役の選任、報酬の決定にあたり、取締役会の諮問機関として下記を置いております。

・指名委員会
社外取締役を委員長とし、取締役候補者・執行役員候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案、候補者選任案を審議いたします。
・報酬委員会
社外取締役を委員長とし、取締役・執行役員の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度を審議・提案いたします。

4. 監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

・監査役監査
（組織）監査役会
（人員）社外監査役4名（男性3名・女性1名、うち常勤1名）を含む5名（常勤2名）で構成
（2015年6月23日現在）
（監査手続）監査役会が定めた監査役監査基準に則り、監査実施計画及び業務分担などに従い、取締役会、経営会議、投融資審議会などの重要会議に出席するほか、取締役などからその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類などの閲覧、さらには連結子会社から事業の報告を求めるなどの方法により監査を実施し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。なお、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務の遂行を補助する組織として監査役業務室を設置し、専任スタッフを3名配置しております。

・会計監査
当社は、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査、四半期レビュー及び内部統制監査に関し、有限責任 あずさ監査法人に監査を依頼しております。
当事業年度における業務執行社員の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
指定有限責任社員 業務執行社員：橋本 正己
指定有限責任社員 業務執行社員：文倉 辰永
指定有限責任社員 業務執行社員：根本 剛光
（いずれも所属は有限責任 あずさ監査法人）
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、その他26名であります。

・内部監査
（組織）監査部
（人員）部長以下合計38名（2015年6月23日現在）
（監査手続）毎期初に取締役会の承認を受けた監査計画に基づき、営業部、コーポレート、海外主要現地法人を含む連結子会社を主たる対象とし、監査を実施しております。監査手続においては、コンプライアンス、信頼できる財務報告、リスク管理・投融資管理状況などを重点項目として、受監査部署の内部統制、ガバナンスが有効に機能しているかをモニタリングし、大きな経営リスクを内包していないかを検証・評価し、実効的な改善提案を行っております。
監査後は、受監査部署及び関係先（主管本部長、コーポレート各部の担当役員、監査役等）に対して監査講評会を開催し、監査記録書に基づき報告を行っております。
要約した監査報告書を社長に提出するとともに、1ヶ月ごとに取締役である会長、副会長、社長及び副社長に説明しております。監査時の指摘、改善事項が受監査部署で早期に改善されるよう3ヶ月後、6ヶ月後に受監査部署から改善状況報告を提出させ、フォローアップ監査により改善状況を確認しております。
このほか、当社及びグループ会社において「自己点検制度」を導入しており、各部署が取引リスクを適時・詳細に把握管理し、反復自己点検することにより、現場での問題点の早期発見と業務効率の改善、損失発生の未然防止に加え、リスク管理マインドの醸成を図っております。各部署は、1年ごとに、監査部及び当該部署の作成した点 検項目に基づいたチェックとその改善実行状況をフォローアップしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では以下のような理由から、現行のガバナンス体制を採用しております。

1. 経営と執行の分離、業務執行の監督
当社では、経営の意思決定と業務執行の分離による権限、責任の明確化及び業務執行の迅速化を実現するため、執行役員制度を導入しております。
取締役会は、取締役会長が議長を務め、当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件の審議、決裁を行う最高意思決定機関であるとともに、業務執行機関からの重要事項の付議、定例報告などを通じて業務の執行状況の監督を行っております。
業務執行機関としては、当社グループの経営及び執行に係る重要事項を全社的視野ならびに中長期的な観点で審議、決裁する経営会議を設置し、最高責任者である社長が議長を務めております。加えて、社長管下には、重要な投融資案件を審議・決裁する投融資審議会、重要な人事事項を審議・決裁する人事審議会、組織横断的な視点で取り組むべき事項を推進する社内委員会を設置しております。

2. 経営に対する監視・監督体制
当社では、当社経営に対し、客観的な立場からの外部視点による適切な助言・提言を受けること及び取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に複数の社外取締役を選任しております。また、社外取締役が取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会の委員長を務めることにより、取締役の選任、報酬に関する妥当性、透明性を確保しております。
なお、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行を取締役から独立した立場の監査役が監査しております。監査役は、取締役会に加えて、経営会議、投融資審議会などの主要会議に出席するほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧などを通じて監査を実施し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の約3週間前に発送しております。また、発送日の約1週間前に当社ウェブ上で開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月開催の株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月開催の株主総会より、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会の招集通知等の英訳版を作成しております。
その他	・株主通信の発行 ・個人株主向けウェブサイトの開設 ・株主説明会の開催 ・株主総会・株主説明会開催時の動画配信

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する「開示ポリシー」を当社ウェブサイトへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社株主向けの大規模説明会を年に2～3回、また、個人の投資家を対象とした説明会を月に1回程度実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算発表後の年2回、アナリスト・投資家向け説明会を開催するとともに、第1及び第3四半期決算発表時には、ネットカンファレンスを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米・アジアなどの海外投資家を定期的に訪問し個別面談を実施しており、今後も継続していく予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	発行済の統合報告書(アニュアルレポート)、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信を当社ウェブサイトに掲載しております。また、IR説明会の模様を動画・音声配信しております。	

IRに関する部署（担当者）の設置	IR室
その他	個人株主の方々に当社経営陣と直接対話をしていただく機会としての株主説明会の開催、情報発信ツールとしての株主通信を発行するなど、個人株主・投資家を対象としたSR（Shareholder Relations）活動も強化しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社が、世界中の多様なステークホルダーのニーズや期待を把握し、それらに誠実に応えていくことは、双日グループ企業理念の実践につながる重要な取り組み、かつ当社の使命であると認識し、「New way（新しい方法）」「New value（新しい価値）」を提供し続けることで、ステークホルダーとの強固な信頼関係を築くことを目指しております。 そのために、当社は、以下のコア・バリューに従った対応を心がけております。 ・最も高い倫理感をもって誠実に行動すること。 ・我々を取り巻くさまざまな法令やその意味するところを正しく理解し、遵守すること。 ・社員の安全、健康、人権や個性を守り、明るく、風通しのよい働きやすい職場環境を整え、提供すること。 ・我々とステークホルダーの利益を高い次元で調和させ、相互に発展することを目指すこと。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「双日グループCSRポリシー」を定め、国際社会の一員として、企業理念の地道な実践を通じた、企業活動と社会・環境の共存共栄を目指しております。 CSR推進にあたっては、ステークホルダーと共に価値創出とその最大化を追求するとの考えのもと、「ステークホルダーの皆さまの期待と関心」「当社グループにとっての重要度」を考慮し、以下の重点取り組みテーマを定め取り組んでおります。 「サプライチェーンにおけるCSRの推進」 「気候変動防止に貢献する事業の推進」 「途上国・新興国の発展に寄与する事業の推進」 「社員一人ひとりが能力を発揮できる制度・環境の整備」 また、これらに加え、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減、リサイクル、グリーン購入などを推進し、全グループ社員参加で環境負荷の低減に努めるとともに、教育支援、東日本大震災復興支援などの社会貢献活動にも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	双日グループ・コンプライアンス行動基準を制定し、ステークホルダーからの正しい理解と信頼を得るべく、法令で求められる開示はもとより、法令で求められていない開示についても、積極的に行うことを定めております。
その他	当社では、環境変化のスピードが著しい中、将来に亘り双日グループが社会に適合した企業体としてグローバルな事業展開を通じ、競争力を強化し続ける為には、多様な人材を採用・育成・活用することが不可欠であると考えています。 性別、国籍、年代、価値観等を問わず、優秀な人材を活用することを、人材戦略の柱の1つに掲げています。 1.女性活躍推進 女性活躍推進に対する社内理解の浸透を図り、長期的に女性ライン管理職が自然に増加する土壌を整備すべく、人事総務部内の人事・ダイバーシティ推進課が、各部署の所属長と連携しながら、女性管理職の育成促進に取り組んでいます。 1-（1）制度、施策の拡充 ・男女問わず全社員のワークライフバランス支援の為の制度や職場環境の整備 アシスタント職から総合職への転換制度 仕事と育児の両立の為の各種制度 （法を上回る育児休暇や育児短時間勤務制度、ベビーシッター利用補助制度、 事業所近隣保育所との法人契約、単身子連れでの海外駐在サポート等） 配偶者の海外転勤時における退職者再雇用制度 介護による退職者再雇用制度 1-（2）上司の意識啓蒙 ・管理職研修等による、女性部下の育成マインドの啓蒙 1-（3）女性社員のキャリア意識向上 ・女性総合職のキャリア意識醸成と研修 ・成長を加速する為の人事ローテーション ・管理職候補者の個別育成 尚、昨年、石倉洋子氏が社外取締役に、一昨年、瀬古美喜氏が社外監査役に就任しており、当社の女性役員は2名となっております。

2. グローバル人材
国籍を問わず「新たな機能の獲得に積極的な人材、創造性を発揮する人材」をグローバルベースで最大化する事を目指す姿として以下に取り組んでおります。

2-(1)採用
・本社における外国人採用の強化(日本語能力不問での外国人採用)

2-(2)人材育成
・本社における日本人社員の英語力強化/英語によるビジネススキル強化
・本社社員を対象とした海外トレーニー制度による海外OJT強化
・海外拠点の現地社員を対象とした本社短期研修強化

2-(3)外国人活用
・海外拠点における現地社員の活用強化(マネジメントポジションへの積極登用)

3. 年代を問わない人材活用
今後10年間で50歳以上の社員が増加する見込みであり、幅広い経験や強みを持った人材の意欲や挑戦心を高め、持てる力を最大限発揮し活躍して貰える様、役割に見合った処遇と成果によるメリハリのある人事制度に改定しております。

4. 障害者雇用
障害者雇用促進法に定められた法定雇用率2.0%を達成しています。
更なる障害者の雇用促進を目的として、2012年3月に新会社を設立し、法に基づく「特例子会社」として認定を受けています。
個々の障害特性に合わせた業務の細分化及び生活面をもフォローする体制を整備することで、知的・精神障害者にも適した就労環境を構築しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方
規程・組織・体制などの内部統制システムの整備に努めており、当社は、改正会社法及び改正会社法施行規則を踏まえて、2015年4月24日の取締役会にて「当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を決議しております。
当該基本方針の概要は以下のとおりです。

(1)当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当社の取締役会議事録及び稟議決裁書等、当社取締役の職務の執行に係る重要文書は、当社の取締役会規程及び文書管理・情報管理に関する社内規程に従い、法定の保存期間に対応した保存期間及び保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制とする。

(2)当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は、取締役を含めた当社グループの役職員が法令、定款、社内規程を徹底遵守することを図っており、その一環として双日グループ・コンプライアンス行動基準及びそれを実施するためのマニュアル並びに双日グループコンプライアンス・プログラムを策定、整備している。
・当社は、当社グループにおける関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るために、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、当社内各部署の職務分掌及び当社グループ会社の主管者を明確にする。
・当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、当社グループにおいて、その徹底を図る。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、当社グループの損失に結びつく信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、災害リスク等様々な社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。
・定められた社内規程や対応手順については、不断にその実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する責任者、主管部署、社内規程等を定める。

(4)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、当社の取締役及び執行役員の役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルールを明確に定める。
・当社は、取締役会で決議すべき重要事項は取締役会規程に明定し、それに準ずる重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する審議会あるいは委員会を設置する。また、取締役会に報告すべき事項も取締役会規程に明定し報告せしめる。
・当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統轄する部署を設置し、当社グループ会社の経営の健全性確保に務める。
・当社グループの経営方針は、当社の経営会議、経営企画部又は主管者により速やかにこれを当社グループ会社に知らしめるとともに、他の口頭及び文書による方法も加えて、当社グループの役職員への浸透に努める。
・当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有し、グループ経営を推進する。

(5)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに、当社及び子会社における業務の適正を確保するためのその他の体制
・当社は、グループ経営基本規程において、当社グループ会社を主管する主管者を必ず定めることとする。主管者は重要事項について、当社グループ会社に対し事前協議を求め、事業年度報告及び営業活動報告等について当社への定期的な報告を義務付ける。
・当社は、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社グループ会社の業務プロセスの検証・整備を図る。
・当社監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証する。

(6)当社監査役の職務を補助する使用人及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに当社監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
・当社監査役の職務を補助する部署として監査役業務室を設置し、所要の使用人を配置する。
・同使用人は当社監査役の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価、異動には当社監査役の同意を要するものとする。

(7)当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制
・当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを当社監査役に報告しなければならない旨、当社取締役会規程にて定める。
・当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、コンプライアンス委員会等を通じて、定期的に当社監査役に対して報告する。
・当社監査部は監査終了の都度、内部監査報告書の写しを当社監査役に配布することとする。
・当社監査役会は、必要に応じて、会計監査人、当社取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることができる体制とする。

(8)当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、内部通報制度等(当社監査役等への報告も含む)を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9)その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社は、監査役監査の効率性及び適正性に留意しながら、必要と認める費用を支出する。
・当社監査役は当社取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べ、当社経営会議その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。
・当社代表取締役は当社監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2. 整備状況
(1)概要
当社及びグループ会社の内部統制体制の整備状況としましては、法令遵守体制の点検・強化をコンプライアンス委員会が、また、リスク管理手法の点検・強化をリスク管理企画部が中心となって行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価」を内部統制委員会が中心となって行っております。加えて、内部統制委員会は、当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし、改善を進めております。
社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制委員会や、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部統制統括部及び監査部などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般の監視と、より効率的な運用について助言を行っております。

(2)コンプライアンス
コンプライアンスにつきましては、以下のような取り組みを行っております。
双日グループ・コンプライアンス行動基準を周知し、当社及びグループ会社役職員のコンプライアンス意識の徹底を図るべく、定期的な研修を実施しております。
法令違反の防止、早期発見・対応を目的に、コンプライアンス委員会への第一報を徹底するとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及び社外弁護士などへの通報制度、24時間365日活用できる多言語対応の双日エシックスホットライン及び法務部につながる相談窓口を設置しております。
腐敗行為に対する世界的な取り締まり強化の流れを受け、腐敗行為防止規程、要領を整備し、法務部内の専任チームが、双日グループの腐敗行為防止の取り組みを推進しております。
反社会的勢力との関係遮断につきましては、双日グループ・コンプライアンス行動基準及び反社会的勢力対応マニュアルに明記し、当社及びグループ役職員に周知・徹底を図っております。また、法務部に連絡・相談窓口をおいて対応しております。
監査部は、コンプライアンスをグループ会社も含めた監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認をしております。

(3)リスク管理
当社グループの事業は性質上、様々なリスクにさらされており、「リスク管理基本規程」に則り、リスクをリスク項目ごとに分類・定義した上で、各々のリスク項目ごとの責任者が策定した「リスク管理運営方針・運営計画」に基づいて、リスクの性質に応じた管理を行っております。
このうち、定量的に計測可能なリスク(市場リスク・信用リスク・事業投資リスク・カントリーリスク)に関しては、下記の基本方針に基づく個別リスクの管理に加えて、「統合リスク管理」としてリスクを計測し、算出されたリスクアセット数値に基づくリスク管理を行っております。
市場リスクにつきましては、商品の売買残高などの資産・負債のマッチングや、為替先物予約取引、商品先物・先渡取引、金利スワップ取引などのヘッジ取引によってミニマイズすることを基本方針としております。
信用リスクにつきましては、信用格付け制度により取引先ごとに管理しております。
カントリーリスクにつきましては、国別格付け制度により国ごとのエクスポージャー限度を定め、管理しております。
事業投資リスクにつきましては、パートナーリスクや事業特性などを加味し、IRR(内部収益率)の基準を設定するなど、新規案件の判断基準を厳しく定め、かつ、案件の定期的なフォローアップを行い、撤退基準を遵守することで管理を徹底しております。
また、計測を行わないリスク(法務リスク・コンプライアンスリスク・環境リスク・資金調達リスク・災害リスク・システムリスクなど)に関しても、管理状況などを経営に報告しております。

(4)グループ会社経営管理
グループ会社の経営管理につきましては、経営企画部にてグループ会社の経営管理体制を整備、統轄するとともに、「グループ経営基本規程」に則り、グループ会社毎に双日本社内に責任を担う主管者を定め、主管者を通じてグループ会社の報告体制及び経営管理体制の整備・強化を推進しております。また、グループ会社に対しても、監査部による監査を実施し、牽制機能を高め、問題の早期発見、損失の未然防止に努めるほか、自己点検制度を導入しており、現場における業務改善意識の向上に努めております。また、監査役及び監査部と主要なグループ会社の監査役との情報交換を通じて連携を図り、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(5)財務報告の信頼性の確保
内部統制委員会が中心になり、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制システムの質的向上を目指して、具体的な整備・改善を進めてまいりました。
なお、「財務報告に係る内部統制の評価・報告及び監査」制度の実施基準に沿って評価を進めるとともに、財務報告の信頼性確保とそのため

の内部統制活動の重要性を、あらためて当社グループ全体に徹底すべく、取締役会にて、「適正な財務報告を確保するための基本方針」を以下のとおり決議しております。(2008年4月決議)

「適正な財務報告を確保するための基本方針」

当社の社会的信用の維持・向上のためには、適正な財務報告を確保することが最も重要な目標の一つと認識し、金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書制度に則り、以下の基本方針を定める。

(1)適正な財務報告を確保するための基本原則
・当社グループは、常に適切な会計処理の原則を選択し、規程として定め、当社グループ全役職員に徹底し、この原則に基づいて会計処理を実施する。
・不正や故意はもとより、不注意や会計基準の不理解などによって発生する虚偽記載は当社グループの財務報告の信頼性を損ない、当社グループに対する信頼を著しく失墜させることになること、並びに万一、そのような事態が発生した場合には、厳正な処分を行うことを当社グループの全役職員に周知徹底する。

(2)適正な財務報告を確保するための体制及び手続きの整備
・取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行する。
・適正な財務報告を確保するために、当社グループの業務内容に適合した、適切な組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行う。
・重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクを識別、分析した上で、そのリスクを低減する有効な内部統制を設定し、誠実に実施する。
・財務報告に係る内部統制を日常的にモニターする仕組みを構築し、日常的モニタリングによって把握された内部統制上の問題が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
・財務報告に係る内部統制に関する重要な情報は、経営者レベル、管理者レベル、担当者レベルのそれぞれの間で、適時・適切に伝達される仕組みを整備、構築する。

(3)財務報告に係る内部統制に関するITの利用
・財務報告に係る内部統制に関連するIT基盤の重要性を認識し、関連するリスクを適切に把握し、そのリスクの低減を図るとともに、IT統制を有効に利用して、内部統制の効率的な実施に努める。

(4)金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価・報告」の実施
・金融商品取引法に基づく当社グループの「経営者による財務報告に係る内部統制の評価及び報告」を誠実に実施する。その具体的な方針及び計画は、必要に応じて、別途定める。
・金融商品取引法に基づく当社グループの「経営者による財務報告に係る内部統制の評価及び報告」の過程で発見された内部統制の不備及び重要な欠陥は、直ちにこれを是正する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、グループ全体への徹底を図っております。

2. 整備状況
反社会的勢力との関係遮断につきましては、双日グループ・コンプライアンス行動基準及び反社会的勢力対応マニュアルに明記し、当社及びグループ役職員に周知・徹底を図っております。また、社内に連絡・相談窓口をおいて対応しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示に関する考え方

(1)金融商品取引法、東京証券取引所制定の諸規則、その他関連の法令を遵守する。

(2)投資家の投資判断に影響のある重要な会社情報及び当社の事業活動の理解をより深めるために有用な情報を積極的に、かつ適時、適切に開示する。

2. 適時開示に係る社内体制
上記1の基本的な考え方に基づき、重要情報(潜在的なものを含む。)をそのための担当部署が一元的に収集、管理、チェックし情報開示を行う社内体制を構築している。具体的には下記の通り。

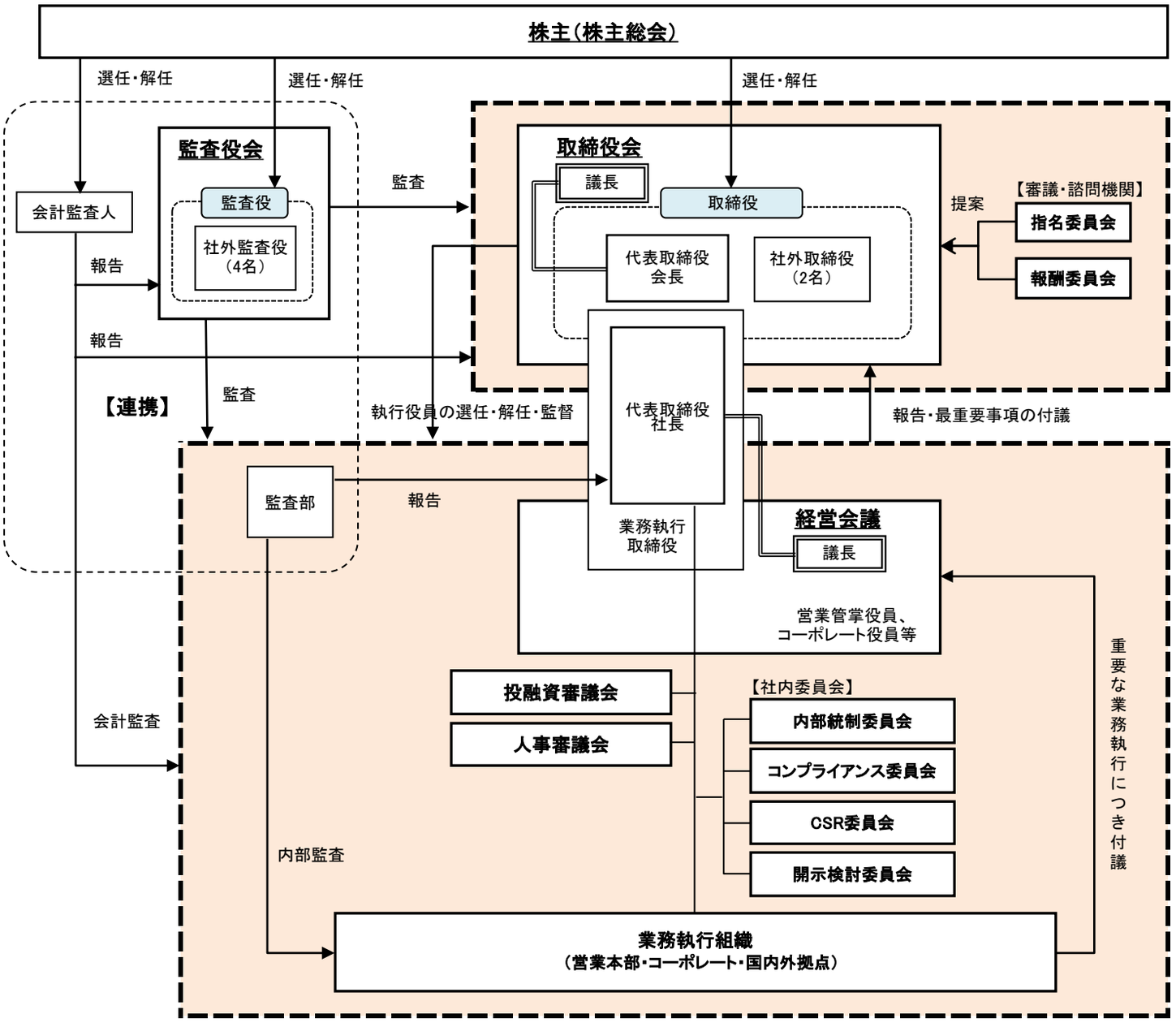
(1)担当部署の設置

情報開示については、当社の広報部（以下「情報開示担当部署」という）が担当部署となり、情報の収集、管理、チェック及び開示を一元的に行う。
(2)情報収集
当社の会社情報で、重要あるいは重要である可能性がある情報は、当社内だけでなく、子会社を含むグループ内においても存在する。従い、グループ内の会社情報で重要あるいは重要である可能性がある情報は、以下の経路を経て、情報開示担当部署に集約される。
（当社における場合）
重要情報の内部報告あるいは重要情報に係る決裁申請に関する社内ルールに基づき、当社の管理組織であるコーポレート各部より、該当情報が情報開示担当部署に集約される。
（子会社における場合）
子会社においても、金融商品取引法（インサイダー取引規制）で規定される決定事実、発生事実及び決算情報などの重要事項について、当社所定の決裁を取得することあるいは報告することが子会社に適用されるグループルールにより義務付けられており、その過程において、重要情報が遺漏・遅滞なく情報開示担当部署に集約される。

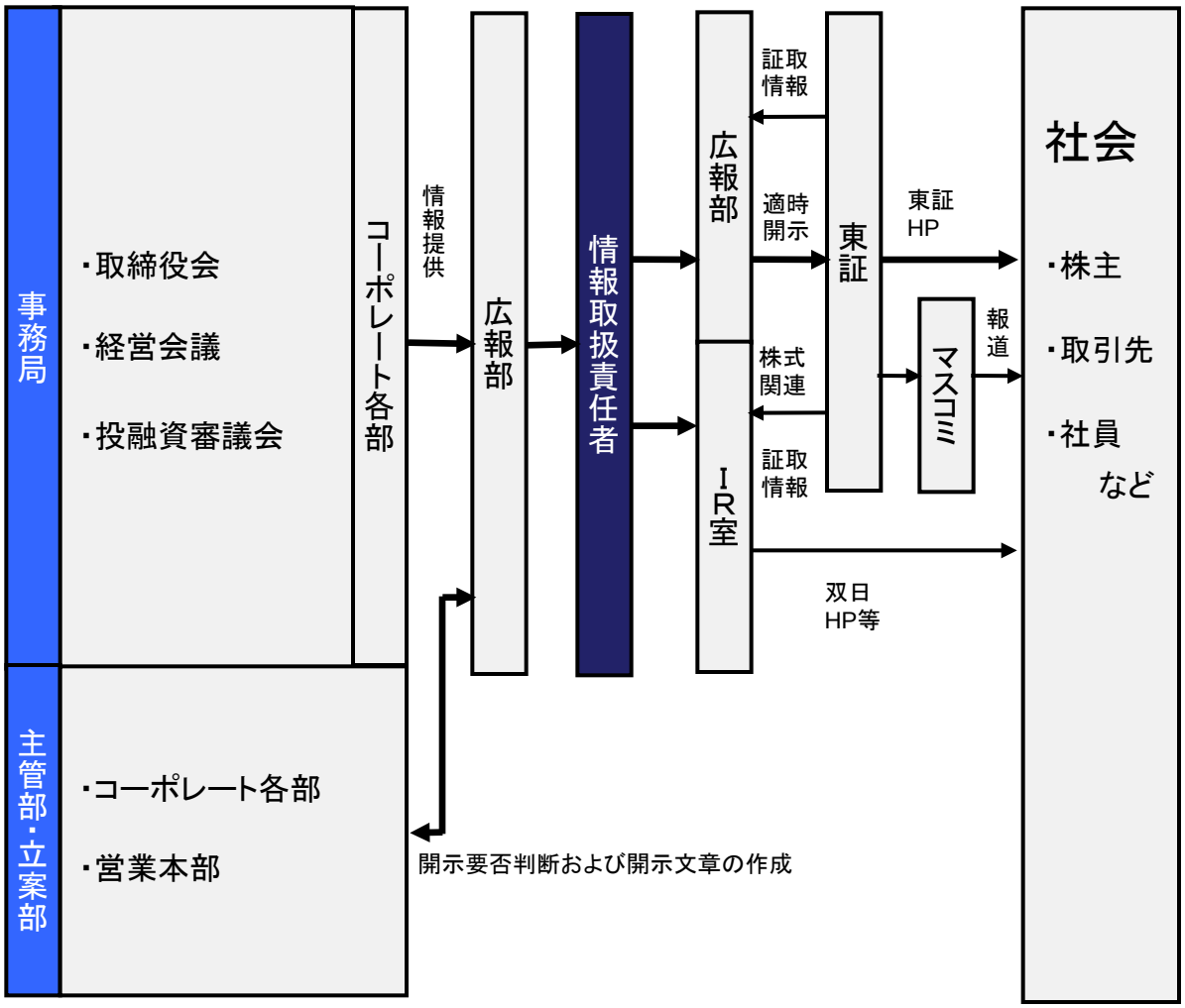
(3)適時開示の判断
上記のプロセスを経て集まった情報は、情報開示担当部署において、東京証券取引所の制定する適時開示規則と対照の上、その開示の要否が検討され、それを受けた情報取扱責任者が、開示の要否を決定する。

(4)適時開示の手続き
決定事実及び決算情報については、情報取扱責任者が、上記(3)に記載の手続終了後、必要に応じ、取締役会による決議後、遅滞なく開示を行う。発生事実については、上記(3)に記載の手続を経て、当該事実の発生後、遅滞なく情報取扱責任者が開示を行う。なお、適時開示の実務は情報開示担当部署が担当する。

（コーポレート・ガバナンス体制図）



（適時開示体制図）


事務局
・取締役会
・経営会議
・投融資審議会
主管部・立案部
・コーポレート各部
・営業本部
コーポレート各部
情報提供
広報部
情報取扱責任者
広報部
IR室
証取情報
適時開示
株式関連
証取情報
東証
東証HP
マスコミ
報道
双日HP等
社会
・株主
・取引先
・社員
など
開示要否判断および開示文章の作成